

公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟  
公認指導員研修会講師派遣要項

本要項は、JDSF 公認指導員（以下単に「公認指導員」という）の「研修会」の内、講師派遣に関する詳細を定めたものである。

1. 講師

(1) 机上講義（競技力、普及共通）

指導部が承認する講師とする。

(2) 実技講義

指導部が承認する講師とし、原則としてカップルで講義を行う。

講師選出は以下のいずれかとする。

- ・ 競技力A級または（公財）日本体育協会コーチ資格者とし、指導部が承認する講師とする。
- ・ PD技術部またはPD事務局が選出した講師で、指導部が承認する講師とする。
- ・ 原則としてJDSF講師をもって行うものとする。
- ・ 他団体ダンス教師を含め外部講師に依頼する場合は、事前申請時に指導部が決定する。

2. 講師への依頼

- ・ ダンススポーツ教本に特化して講義を行う場合は、指導部長を経由してPD技術部に講師選出を依頼する。
- ・ ダンススポーツ教本に特化せず講義をPDに依頼する場合は、指導部長を経由してPD事務局に講師選出を依頼する。

3. 服務関係

(1) 講師料

a. JDSF講師

謝金支給規程による。

b. 特別講師

原則として謝金支給規程によるが指導部長が決定する。

(2) 交通費

JDSF旅費規程に基づく。

(3) 宿泊費

原則として支給しない。ただし、講師を遠距離から招聘せざるを得ない場合は、JDSF 旅費規程に基づいて支給する。

付則

2003年	3月26日	制定
2004年	9月26日	改定
2005年	6月25日	改定
2006年	4月23日	改定
2018年	1月 1日	改定
2018年	4月 1日	改定